

「農地転用許可制度の手引 改訂6版」 正誤表

下記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

(一社) 全国農業会議所 出版部

記

《 P 7 4行目から9行目》

【正】

② 国、都道府県等が転用する場合（学校、社会福祉施設、病院、庁舎又は宿舎のために転用する場合は除かれているのでこれらについては許可権者と協議が必要となります。[※]）

※ 協議が整えば、許可があったものとみなされます。

③ 市町村が土地収用対象事業の用に供するため転用する場合（学校、社会福祉施設、病院又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場のために転用する場合を除く。）等

【誤】

② 国、都道府県等が転用する場合（学校、社会福祉施設、病院、庁舎又は宿舎のために転用する場合を除く。）

③ 市町村が土地収用対象事業の用に供するため転用する場合（学校、社会福祉施設、病院又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場のために転用する場合は除かれているのでこれらについては許可権者と協議が必要となります。[※]）等

※ 協議が整えば、許可があったものとみなされます。